

すぐに購入できる物件（先着順）のご案内

1. 先着順売却物件

売却する物件は「すぐに購入できる物件（令和6年度第1回期間入札）」の一覧のとおりです。北海道財務局ホームページから、物件の詳細（物件調書・案内図・概要図・現地写真）をご覧ください。

<https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/kanzai/pagehkhp022000311.html>



2. 受付期間・受付場所

(1) 受付期間：**令和7年4月10日（木曜日）から令和7年7月10日（木曜日）まで**

受付時間：9時から12時、13時から17時（土・日曜日及び祝日を除く）

(2) 受付場所

「4. 売払申請に必要な書類」に記載された書類をご準備の上、各物件の受付場所（下記参照）あてに持参又は郵送（簡易書留）によりお申込みください。

郵送の場合、受付場所に書類が到達した日が受付日となります。（受付開始日前に到着したものは、すべて受付開始日を受付日とします。）

なお、売買契約手続きも受付場所にて行います。

物件番号	受付場所 および 契約担当課	連絡先
2	北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階	電話 011-709-3106(直通)
5~30	北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階	電話 011-709-2311 (内線 4478)
31~38	函館財務事務所 管財課 函館市美原3丁目4番4号 函館第2地方合同庁舎 1階	電話 0138-47-8445(代表)
39~44	旭川財務事務所 管財課 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎 東館4階	電話 0166-31-4151(代表)
45~60	釧路財務事務所 管財課 釧路市幸町10丁目3番地 釧路地方合同庁舎 9階	電話 0154-32-0701(代表)
64~66	小樽出張所 管財課 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎 3階	電話 0134-23-4103(代表)
68~72	北見出張所 管財課 北見市青葉町6番8号 北見地方合同庁舎 3階	電話 0157-24-4167(代表)

(注1) 先着順の受付ですので、すでに受付が終了している場合がございます。

(注2) 各物件については、売却を中止することがあります。その場合、申請に際し要した費用（調査費等）の補償はできません。

(注3) 申請を受付する期間については、都合により変更する場合があります。

(注4) 同一物件に対し、複数の申請者の代理を同一人が同時にすることはできません。

3. 売払申請に必要な資格等

次のいずれにも該当しない者であること

- ・ 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者
- ・ 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

4. 売払申請に必要な書類について

普通財産売払申請書

印鑑証明書の印を押印し、以下の書類を添付してください。

① 個人が申請する場合

- ・ 住民票抄本(マイナンバーの記載のないもの、発行後3ヶ月以内のもの)
- ・ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ・ 誓約書(暴力団排除に関する誓約書、押印不要)
- ・ 同意書(契約内容の公表に関する同意書、押印不要)

② 法人が申請する場合

- ・ 現在事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ・ 印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- ・ 役員一覧(現在事項全部証明書に記載されている役員全員について記載)
- ・ 誓約書(暴力団排除に関する誓約書、押印不要)
- ・ 同意書(契約内容の公表に関する同意書、押印不要)

(注1) 提出書類に不備等がある場合には受付できません。

(注2) 各書類は、2.(2)の受付場所で入手していただくか、北海道財務局のホームページからダウンロードしてください。



https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/kokuyuu/info/senchaku/senchakunyuusatsu_00002.html

5. 契約相手方の決定方法

(1) 各物件について先着者1名のみ受付します。

ただし、同日に複数の申請書を受付した場合は、抽選により売払申請者を決定します。抽選を行う場合、申請書提出日の17時以降に「普通財産売払申請書」に記載の連絡先に電話連絡します。その際に、抽選参加の可否についてお尋ねします。

(2) 抽選は、申請書受付日の翌開庁日10時に申請書受付場所において実施します。申請者が来られない場合や連絡がつかない場合は、国が指定した者が抽選を行います。

抽選の結果、申請者とならなかった者には、売払申請書等を返戻いたします。

(3) 受付した「普通財産売払申請書」及び添付書類の内容について、警察当局への照会等による審査を行います。審査の結果、要件を満たしていることが確認できた方を契約相手方と決定し、売払決定通知を送付します。

(注1) 審査及び契約相手方の決定には、若干の期間を要します。

(注2) 提出書類に虚偽の記載があるもの並びに申請資格のない者が行った申込みは無効とし、その旨を通知します。

6. 売買契約締結の時期

当局が契約相手方の決定を通知した日の翌日から起算して30日以内（30日目が土・日曜日及び祝日となる場合には翌開庁日）に売買契約を締結していただきます。

7. 売買代金の支払方法等

(1) 売買代金の支払方法は、次の二通りあります。

※【物件番号 19番、20番、31番、32番、43番、45番、70番】の物件

他省庁所管の財産のため、支払方法は、下記②の方法に限りますのでご注意ください。

① 売買契約締結と同時に全額を納付していただく方法

契約締結と同時に、売買代金全額を現金又は小切手で納付していただきます。

② 売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法

契約締結の際に「売買代金の1割以上（円未満切上げ）の金額」を契約保証金として納付していただき、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により、売買契約締結の日を含めて20日以内（20日目が土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には直前の金融機関の営業日まで）にお支払いいただきます。

契約保証金の納付については、現金の持参又は各契約担当課において指定する金融機関の口座への振込みによる方法がありますので、あらかじめ各契約担当課にご確認ください。

なお、売買代金と契約保証金との差額が20日以内に支払われなかった場合には、契約保証金は、国庫に帰属しますのでご注意ください。

(2) 売買契約書（国が保管するもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は買受人の負担となります。

8. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページにおいて公表します。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定にあたり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

（注）上記に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

9. その他

(1) 物件は、現状有姿（あるがままのすがた）での引渡しとなります。従って、当該土地に設置されている鋼管柵、現地看板のほか、その他工作物や樹木等が存在する場合であっても、そのままの引渡しとなります。

(2) 買受希望者は、物件調書等のほか、必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等も事前調査のうえ、申請書を提出してください。また、工作物や樹木の越境等については、

主なものを概要図に記載していますが、現況と相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

なお、物件調書等は北海道財務局のホームページのほか、北海道財務局 管財部 第2・第3統括国有財産管理官及び各財務事務所・出張所の管財課で閲覧することができます。

(3) 特約条項及び資料の閲覧について

全ての物件について、売買契約書に次の特約条項が付されます。

(特約条項)

第〇条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙1）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

また、地下埋設物、土壌汚染等の調査結果資料を閲覧に供している物件もありますので、物件を管轄する北海道財務局又は各財務事務所・出張所において、閲覧資料を必ずご確認ください。

(4) 売買代金が全額納付されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。（現地での引渡しは行いません。）

なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

(5) 現地に設置されている鋼管柵等は、上記（4）と同様、売買代金が全額納付されたときに引き渡したものとします。

(6) 所有権の移転登記は、売買代金が全額納付されたことを確認した後、国が行います。また、登記は売買契約の買受人名義で行います。

未登記の建物については、国において登記手続きは行いません。建物の表題登記及び所有権保存登記が必要なときは、買受人において登記を申請してください。

その際に発生するすべての費用（図面作成等）については、買受人の負担となります。

関係法令

○予算決算及び会計令(抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法(抄)

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）